

箕面市ぴよぴよサポート事業（産前産後ヘルパー派遣）の
ご利用にあたっての注意事項

(2025. 10. 01)

- 1 個人及び家族等の情報を必要な範囲内において株式会社パソナライフケア（委託先）に
情報提供します。
- 2 以下の「利用ルール」を厳守してください。
 - (1) 利用は1回2時間まで、1日につき2回まで、40回上限です。（多胎乳児は加算あり）
 - (2) 利用できる曜日は月曜日から土曜日（日曜、祝日、年末年始を除く）です。
 - (3) 利用できる時間帯は9時から18時です。
 - (4) 株式会社パソナライフケアへのヘルパー派遣依頼は、利用希望日の7営業日前までに
行ってください。
 - (5) 派遣依頼をした時点で本注意事項の全ての内容を理解し、承諾したものとみなします。
 - (6) 利用をキャンセルする場合には利用する日の前営業日の17時までに株式会社パソナ
ライフケアに連絡を入れてください。
期日以降のキャンセルや連絡がない場合は、キャンセル料が発生し、利用した回数と
してカウントします。
 - (7) 利用者は本人または対象乳児、同居者（家族きょうだい等）がインフルエンザ等の感
染症、その他感冒、消化不良症等に罹患している場合またはその疑いがある場合は事
前に株式会社パソナライフケアに連絡するものとします。状況によりサービスの提供
を控える場合があります。
 - (8) サービスは、利用者から申し込みのあった内容に従い、株式会社パソナライフケアが
実施します。利用者は、申し込んだ内容以外のサービスを、ヘルパーに直接指示する
ことはできません。
なお、事前に想定した状況と異なることが発覚した場合等において、ヘルパーは利用
者に相談の上、予定していたサービスの内容を変更する場合があります。
 - (9) ヘルパーはサービスの実施にあたり、利用者宅のガス・水道・電気（冷暖房を含む）
を使用することとし、その使用料は利用者にて負担することとします。
 - (10) ヘルパーはサービスの実施にあたり、利用者宅の設備、洗剤、掃除用具、調理道具及
び食材等を使用することとし、その使用による消費・消耗等に伴う費用は、利用者
にて負担することとします。
 - (11) サービス提供予定時間を超えての作業は原則行いません。
 - (12) サービスの実施により出たゴミ・廃棄物等は利用者にて処分することとします。
 - (13) 利用者が清掃を希望する場合、清掃予定箇所の汚れ等の状態によっては、汚れが完全
に落ち切らない場合があります。また、実施前に想定した清掃予定時間、実施範囲等
と実際の作業とでは内容が異なる場合があります。

- (14) サービスの中で実費（食材費、交通費等）が発生する場合には、実費分をヘルパーに直接支払っていただきます。その際、立て替え払いはできません。
- (15) サービス実施時まで、利用者は、現金・キャッシュカード・パスポート・健康保険証・運転免許証・印鑑・有価証券・貴金属・希少価値のあるもの等の貴重品について、事故を防ぐために、利用者の責任においてサービスの作業対象区域外の鍵のかかる場所またはヘルパーが立ち入らない場所で厳重に管理するものとします。
また、このことに利用者が違反した場合、利用者に損害が生じて、市、株式会社パソナライフケア及びヘルパーは責任を負わないものとします。
- (16) サービス終了時、サービスを実施したことを確認するため毎回「箕面市ぴよぴよサポート事業実施確認書兼実施報告書」にご署名をいただきます。
- (17) サービスの中で、ヘルパー等に対し、暴力、脅迫、詐欺等の犯罪行為や、政治又は宗教活動を目的とした勧誘、公序良俗に反する行為等があった場合には、市がサービスを中止することがあります。
- (18) その他利用にあたっては市の指示に従ってください。

3 ヘルパーまたは株式会社パソナライフケアの故意または重大な過失によって、利用者の建物・家財道具等に損害を与えた場合は、株式会社パソナライフケアは損害賠償の義務を負います。

利用者からの作業方法に関する指示に従い、ヘルパーが作業を行った結果生じた損害については、株式会社パソナライフケアは責任を負わないものとします。

天災地変、法令の制定改廃、公権力の行使、交通機関の事故、第三者の不法行為、その他やむを得ない事情等によるサービスの休止またはサービスの提供中に生じた利用者の損害については、株式会社パソナライフケアは責任を負わないものとします。

利用者の責に帰す場合の破損、毀損、汚損、滅失、紛失等について、株式会社パソナライフケアは責任を負わないものとします。

4 サービスの中で必要に応じて、市や株式会社パソナライフケアから子育てに関する情報や各種行政サービスの情報提供することがあります。

5 市が特に必要と判断した場合には、サービスの実施内容等を市の関係機関に情報提供することがあります